三　平成二十九年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第四号イに掲げる相談窓口に係る事案に関する第十四条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするもの（運転資金に係る特定資金の貸付けに限る。）

3　利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号に掲げる者を対象とする場合は、公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

二　前項第二号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

三　前項第三号に掲げる者（債務負担が重く経営の改善に迫られている者であって、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関又は指定金融機関の経営指導を受けて事業計画を作成するものに限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

四　前項第三号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

五　前二号は、同時に適用することができるものとする。

4　前項第一号及び第二号の利子補給率については、第二項第一号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十七年九月七日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができ、同項第二号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十八年八月十六日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十八条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第十四条各号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第五章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十九条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

七　第九条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

八　第九条第四号又は第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

九　第九条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

十　第十四条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

（共通事項）

第二十条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第二十一条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案及び平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応業務については、被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。